

告 示

埼玉県告示第六百九十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年十月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字八條字入谷七十一番二地先から七百二十七番三
地先までの道路敷の一部、百九十五番二地先から七百二十七番三地先までの道
路敷の一部、七百十六番、七百十七番三、七百十八番二の一部、七百十八番三の
一部、七百十八番八、七百十八番十、七百十九番二の一部、七百十九番四、七百
十九番五地先から七百二十七番三地先までの道路敷の一部、七百二十番二、七百
二十一番、七百二十二番、七百二十三番、七百二十五番二、七百二十六番、七百
二十七番二、七百二十八番二、七百二十八番三、七百二十九番一、七百二十九番
二、七百二十九番三、七百三十番三、七百三十番四、七百三十三番二の一部、七
百三十三番三、七百三十四番一、七百三十四番二、七百三十四番四、七百三十五
番二の一部、七百三十五番四、七百三十五番五、七百三十七番四、七百三十七番
五、七百三十七番六、七百三十八番一、七百三十八番二、七百三十九番二、七百
四十四番一、七百四十四番二の一部、七百四十四番三の一部、七百四十四番四の
一部、七百四十四番五、七百四十五番一、七百四十五番二、七百四十五番三、七
百四十六番二の一部、七百四十六番四、七百四十六番六、七百四十六番七、七百
四十九番二の一部、七百五十番二、七百五十一番二、七百五十二番二の一部及び
七百五十二番三の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項
の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物
質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

四 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する区域
別図のとおり（一の区域と同じ）

別図



起点A 起点は埼玉県葛飾市柿木町字鶴105-4を最北端とする
起点B 起点は埼玉県八潮市大字八條字入谷751-1を最北端とする
格子の回転角: 今回、R5.3.17指定共に回転なし

- 形質変更時要届出区域（今回指定）
- 形質変更時要届出区域（R5.3.17指定）
- 敷地境界
- 地番境界